

第67回 税理士試験 住民税

●はじめに

今年度の本試験では、理論、計算ともに例年通りボリュームの多い問題が出題された。

理論に関しては、2題とも予想の範囲ではあったが、問1の人的非課税に関しては、第65回において出題されたばかりであったため、十分に暗記をしていない受験生もいたようであるが、問2の申告手続については、最重要項目の一つであったため、こちらについては多くの受験生が精度の高い解答を作成できたものと思われる。

また、計算については、ボリュームは多かったが極端に難易度の高い項目はなかったため、比較的高得点での勝負になるものと思われる。

Z-67-I [第一問] 解答

問1 個人の道府県民税（均等割及び所得割に限る。）及び市町村民税における①及び②の制度について、以下の点に留意しつつ、述べなさい。

① 条例による減免

- ・ 意義
- ・ 対象者
- ・ 納期との関係において対象となる税額の範囲
- ・ 市町村民税において減免が行われた場合の道府県民税の取扱い

② 障害者等、納税義務者の事情に着目した住民税独自の非課税制度

- ・ 意義
- ・ 対象者
- ・ 対象となる割の範囲

〔①について〕

1 意義 ①

災害により甚大な被害を受けた場合、大病を患った場合、盗難にあった場合、貧困、失業等特別の事情により生活に困窮する者についての税負担の軽減のため、市町村の条例により、住民税を減免することができることとされている。

2 市町村民税の減免（法323） ④

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。

ただし、特別徴収義務者については、この限りでない。

また、年の中途において減免を行う場合において、減免の対象となる税額は、未到来の納期に係るものに限られる。

3 道府県民税の減免（法45）3

市町村長が個人の市町村民税を減免した場合においては、当該納税者に係る個人の道府県民税についても同じ割合によって減免されたものとする。

〔②について〕

1 意義1

住民税は、地域住民が行政サービス等に要する費用を負担するものであるが、担税力又は社会的立場を考慮して、所定の要件に該当する者に対しては非課税措置を講ずることとしている。

2 均等割及び所得割の非課税（法24の5①、295①）6

(1) 道府県及び市町村は、次のいずれかに該当する者に対しては均等割及び所得割（下記②に掲げる者については分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

ただし、法施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）

(2) 分離課税に係る所得割につき上記(1)の規定を適用する場合において、その者が上記(1)①に掲げる者に該当するかどうかの判定は、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日の現況により行う。

3 均等割の非課税（法24の5③、295③、令47の3）5

(1) 市町村は、法施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が、その市町村の条例で定める金額以下である者に対しては、均等割を課することができない。

- ① 市町村の条例で定める金額は、次の算式により計算した金額とする。

$$\begin{array}{rcc} & & ※ \\ \text{基本額として} & \times & \text{加算額として} \\ \text{定める一定金額} & \times & \text{（控除対象配偶者及び扶養親族の数} + 1 \text{）} + \\ & & \text{定める一定金額} \end{array}$$

※ その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合にのみ加算する。

- ② 上記①の基本額として定める一定金額は、35万円を超えない範囲内において35万円に、加算額として定める一定金額は、21万円を超えない範囲内において21万円に、生活保護の基準における地域の級地区分ごとに総務省令で定める率を乗じて得た金額を参酌して定めるものとする。

(2) 道府県は、上記(1)により個人の市町村民税均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税均等割を課することができない。

4 所得割の非課税（法附3の3）5

道府県及び市町村は、当分の間、所得割を課すべき者のうち、その者の前年の課税標準の合計額が、次の算式により計算した金額以下である者に対しては、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

$$35\text{万円} \times (\text{控除対象配偶者及び扶養親族の数} + 1) + \overset{\text{※}}{32\text{万円}}$$

※ その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合にのみ加算する。

問2 個人の道府県民税及び市町村民税における申告手続に関して、以下の点について述べなさい。

なお、寄附金税額控除に係る申告特例制度（いわゆる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」）について述べる必要はない。

- ① 申告書の提出先、提出期限
- ② 申告義務を有する者の範囲と、そのうち申告義務が免除される者の要件
- ③ 所得税の確定申告書が提出された場合の効果

1 申告義務（法45の2①、317の2①）

(1) 道府県民税の申告義務 2

道府県内に住所を有する者は、3月15日までに、総務省令の定めるところによって、一定の事項を記載した申告書を、(2)の申告書と併せて、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

(2) 市町村民税の申告義務 2

市町村内に住所を有する者は、3月15日までに、総務省令の定めるところによって、一定の事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

(3) 申告義務の免除 7

次に掲げる者は、申告義務が免除される。

- ① 給与支払報告書の提出義務者から1月1日現在において給与の支払を受けている者で、前年中に給与所得以外の所得を有しなかったもの
- ② 公的年金等支払報告書の提出義務者から1月1日現在において公的年金等の支払を受けている者で、前年中に公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの

ただし、社会保険料控除額（当該公的年金等の額から控除されるものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは同居直系尊属に係る扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、純損失の金額若しくは雑損失の金額の控除、寄附金税額控除額（NPO法人に対する寄附金（認定NPO法人に対するものを除く。以下4において同じ。）に係る部分を除く。）の控除を受けようとするものを除く。

- ③ 所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち、市町村の条例で定めるもの

2 給与所得者等に対する申告書の提出命令（法45の2②、317の2②）2

市町村長は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書が1月31日までに提出されなかった場合において、住民税の賦課徴収について必要があると認めるときは、上記1(3)①又は②に掲げる者を指定し、その者に住民税の申告書を市町村長の指定する期限までに提出させることができる。

3 申告義務を免除される者の申告（法45の2③、317の2③）

(1) 雑損控除等を受ける場合 2

上記1(3)①又は②に規定する者(上記1又は2によって申告義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、純損失の金額若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、これらの控除に関する事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

(2) 純損失等が生じた場合 2

上記1(3)に規定する者(上記2によって申告義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、住民税の申告書を提出することができる。

4 NPO法人に対する寄附金に係る寄附金税額控除を受ける場合の申告（法317の2⑤）2

上記1(1)又は(2)に規定する者は、NPO法人に対する寄附金に係る寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、総務省令で定めるところにより、その寄附金の額等を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

5 住所を有しない者の申告（法317の2⑦）2

市町村長は、住民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、その市町村の条例の定めるところによって、市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人でその市町村内に住所を有しない者に、賦課期日現在において有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

6 所得税の確定申告書が提出された場合の効果（法45の3、317の3）4

上記1(1)又は(2)に掲げる者が、前年分の所得税の確定申告書を提出した場合には、その確定申告書が提出された日に、住民税の申告書が提出されたものとみなす。

ただし、同日前に住民税の申告書が提出された場合は、この限りでない。

なお、上記の確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に住民税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

第一問の配点は50点ですが問1及び問2の配点の内訳は不明であるため、問1、問2とも25点として配点を付しています。

各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

▶合格ライン◀

第一問は、問1、問2共に基本理論ではあるが、問1は近年出題されたばかりの論点であったこと、また、応用的な解答要求であったことから、完答することは難しかったと思われる。

また、解答量が非常に多かったことから、どこまでを解答すべきであるかの判断が難しい。

そのため、模範解答としてはある程度広範囲に解答しているが、重要度により配点に差を付けている。

第一問の合格ラインは、36～38点と予想される。

Z-67-I [第二問] 解 答

○甲及び甲の家族の税額

氏 名	平成29年度分として 納付すべき税額の合計額	平成29年度分として納付すべき税額の内訳		
		県民税	市民税	
甲	494, 800	197, 400	297, 400	2
甲の妻	0	0	0	2
甲の長男	235, 200	93, 600	141, 600	2
甲の次男	5, 000	1, 500	3, 500	2
甲の父	2, 391, 000	955, 900	1, 435, 100	2

氏 名	平成28年中に特別徴収された税額（平成28年の所得に係る税額に限る。）	平成28年中に特別徴収された税額（平成28年の所得に係る税額に限る。）	
		県民税	市民税
甲	8,350	8,350	0
甲の妻	0	0	0
甲の長男	0	0	0
甲の次男	0	0	0
甲の父	0	0	0

○計算過程

[甲の税額]

I 各種所得の金額

事業所得 6,705,000 2 ※ $9,915,000 - (2,350,000 + 860,000) = 6,705,000$
 ※ 事業専従者控除
 $860,000 < \frac{9,915,000 - 2,350,000}{2}$
 $\therefore 860,000$

配当所得

(総 合) 160,000

(申告分離) 152,000 $65,000 + 87,000 = 152,000$ (申告分離)

※ 配当割額

$65,000 \times 5\% + 87,000 \times 5\% = 7,600$

利子所得

(申告分離) 15,000

※ 配当割額

$15,000 \times 5\% = 750$

譲渡所得

(上場株式等)	△54,000	$(323,000 + 254,000) - (215,000 + 403,000 + 7,000 + 6,000) = \triangle 54,000$
---------	---------	--

II 課税標準

総所得金額	6,865,000	$6,705,000 + 160,000 = 6,865,000$
-------	-----------	-----------------------------------

上場株式等に係る 配当所得等の金額	113,000 2	$(152,000 + 15,000) - 54,000 = 113,000$
----------------------	---	---

※ 所得割の非課税判定

合 計	6,978,000	$6,978,000 > 350,000 \times (1 + 1) + 320,000$
-----	-----------	--

∴ 所得割課税

III 所得控除額

社会保険料控除	730,000
---------	---------

生命保険料控除	55,750 2
---------	--

(1) 旧一般

$$27,500 + (41,000 - 40,000) \times \frac{1}{4} = 27,750$$

(2) 新個人年金

$$57,000 > 56,000 \quad \therefore 28,000$$

(3) (1) + (2) = 55,750

地震保険料控除	25,000 2
---------	--

(1) 旧長期

$$5,000 + (13,000 - 5,000) \times \frac{1}{2} = 9,000$$

(2) 地震

$$38,000 \times \frac{1}{2} = 19,000$$

(3) (1) + (2) = 28,000 > 25,000 ∴ 25,000

医療費控除	69,000 2
-------	--

$$\begin{array}{c} \text{※} \\ (55,000 + 114,000) - 100,000 = 69,000 \end{array}$$

$$\text{※ } 6,978,000 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$$

(注) インフルエンザの予防接種は対象とならない。

扶養控除	450,000 2
------	---

$$\text{次男 } 360,000 \leq 380,000 \quad \therefore \text{特定扶養親族に該当}$$

基礎控除	330,000
------	---------

合 計	1,659,750
-----	-----------

IV 課税所得金額

課税総所得金額	5,205,000	$6,865,000 - 1,659,750 = 5,205,250 \rightarrow 5,205,000$
---------	-----------	---

[千円未満切捨]

上場株式等に係る課税 配当所得等の金額	113,000
------------------------	---------

V 所得割額

(1) X県民税 195,928

(2) Y市民税 293,973

1. 算出所得割額

(1) 課 総

$$5,205,000 \times \begin{cases} 4\% = 208,200 \text{ (県)} \\ 6\% = 312,300 \text{ (市)} \end{cases}$$

(2) 上 配

$$113,000 \times \begin{cases} 2\% = 2,260 \text{ (県)} \\ 3\% = 3,390 \text{ (市)} \end{cases}$$

$$(3) (1) + (2) = \begin{cases} 210,460 \text{ (県)} \\ 315,690 \text{ (市)} \end{cases}$$

2. 調整控除額

$$5,205,000 > 2,000,000$$

$$50,000 + 180,000 - (5,205,000 - 2,000,000)$$

$$< 50,000$$

$$\therefore 50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$$

3. 配当控除額

$$5,205,000 + 113,000 \leq 10,000,000$$

$$\therefore 160,000 \times \begin{cases} 0.3\% = 480 \text{ (県)} \\ 0.4\% = 640 \text{ (市)} \end{cases} \boxed{2}$$

4. 寄附金税額控除額

$$(1) 12,000 + 13,000 + 18,000$$

$$= 43,000 \leq 6,978,000 \times 30\% \quad \therefore 43,000$$

$$(43,000 - 2,000) \times \begin{cases} 4\% = 1,640 \text{ (県)} \\ 6\% = 2,460 \text{ (市)} \end{cases}$$

$$(2) (13,000 + 18,000 - 2,000) \times 69.58\% \\ = 20,178.2$$

$$\begin{aligned} &\times 5,205,000 - (50,000 + 180,000) \\ &= 4,975,000 \quad \therefore 69.58\% \end{aligned}$$

$$\textcircled{1} \text{イ} \quad 20,178.2 \times \frac{2}{5} = 8,071.28$$

$$\text{ロ} \quad (210,460 - 1,000) \times 20\% = 41,892$$

$$\text{ハ} \quad \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore 8,071.8 \text{ (県)}$$

$$\textcircled{2}\text{イ} \quad 20,178.2 \times \frac{3}{5} = 12,106.92$$

$$\text{ロ} \quad (315,690 - 1,500) \times 20\% = 62,838$$

$$\text{ハ} \quad \text{イ} < \text{ロ} \quad \therefore 12,106.92 \text{ (市)}$$

$$(3) \quad (1) + (2) = \left\{ \begin{array}{l} 9,711.8 \rightarrow 9,712 \text{ (県)} \\ 14,566.92 \rightarrow 14,567 \text{ (市)} \end{array} \right\} \boxed{2}$$

5. 配当割額控除額

$$(7,600 + 750) \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{2}{5} = 3,340 \text{ (県)} \\ \frac{3}{5} = 5,010 \text{ (市)} \end{array} \right\} \boxed{2}$$

$$6. \quad 1 - 2 - 3 - 4 - 5 = \left\{ \begin{array}{l} 195,928 \text{ (県)} \\ 293,973 \text{ (市)} \end{array} \right.$$

VI 均等割額

(1) X県民税 1,500

(2) Y市民税 3,500

VII 納付税額

(1) X県民税 197,400

(2) Y市民税 297,400

$$V + VI = \left\{ \begin{array}{l} 197,428 \rightarrow 197,400 \text{ (県)} \\ 297,473 \rightarrow 297,400 \text{ (市)} \end{array} \right\} \text{〔百円未満切捨〕}$$

〔甲の妻の税額〕

—

$$860,000 - 650,000 = 210,000 \leq 350,000$$

$\therefore$ 所得割非課税

$$210,000 \leq 350,000 \quad \therefore \text{均等割非課税}$$

〔甲の長男の税額〕

I 各種所得の金額

$$\text{給与所得} \quad 4,140,000 \quad \boxed{2} \quad \begin{array}{l} \text{※} \\ 5,850,000 - 1,710,000 = 4,140,000 \end{array}$$

$$\text{※} \quad 5,850,000 \times 20\% + 540,000 = 1,710,000$$

$$\text{一時所得} \quad 1,300,000 \quad \boxed{2} \quad 1,800,000 - 0 - 500,000 = 1,300,000$$

※ 宝くじの当選金は非課税

II 課税標準

総所得金額	4,790,000	$4,140,000 + 1,300,000 \times \frac{1}{2} = 4,790,000$
-------	-----------	--

※ 所得割の非課税判定

$$4,790,000 > 350,000 \times (1 + 1) + 320,000$$

∴ 所得割課税

III 所得控除額

社会保険料控除	852,000
---------	---------

生命保険料控除	27,000	$22,000 + (52,000 - 32,000) \times \frac{1}{4} = 27,000$
---------	--------	--

医療費控除	23,000	※ $123,000 - 100,000 = 23,000$
-------	--------	-----------------------------------

※ $4,790,000 \times 5\% > 100,000$ ∴ 100,000

寡夫控除	260,000	2	離婚で課税標準の合計額が所得税の基礎控除額以下の同一生計の子あり、かつ、 $4,790,000 \leq 5,000,000$
------	---------	---	---

∴ 寡夫に該当

基礎控除	330,000
------	---------

合計	1,492,000
----	-----------

IV 課税所得金額

課税総所得金額	3,298,000	$4,790,000 - 1,492,000 = 3,298,000$ [千円未満切捨]
---------	-----------	--

V 所得割額

(1) X県民税	92,120
----------	--------

(2) Y市民税	138,180
----------	---------

1. 算出所得割額

$$3,298,000 \times \begin{cases} 4\% = 131,920 \text{ (県)} \\ 6\% = 197,880 \text{ (市)} \end{cases}$$

2. 調整控除額

$$3,298,000 > 2,000,000$$

$$50,000 + 10,000 - (3,298,000 - 2,000,000)$$

$$< 50,000$$

$$\therefore 50,000 \times \begin{cases} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{cases}$$

3. 住宅借入金等特別控除額

(1) $350,000 - 253,000 = 97,000$

(2) $3,404,000 \times 7\% > 136,500$ ∴ 136,500

$$(3) (1) < (2) \quad \therefore 97,000$$

$$97,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{2}{5} = 38,800 \text{ (県)} \\ \frac{3}{5} = 58,200 \text{ (市)} \end{array} \right\} \boxed{2}$$

$$4. \quad 1 - 2 - 3 = \begin{cases} 92,120 \text{ (県)} \\ 138,180 \text{ (市)} \end{cases}$$

VI 均等割額

(1) X県民税	1,500
(2) Y市民税	3,500

VII 納付税額

(1) X県民税	93,600
(2) Y市民税	141,600

$$V + VI = \begin{cases} 93,620 \rightarrow 93,600 \text{ (県)} \\ 141,680 \rightarrow 141,600 \text{ (市)} \end{cases} \text{ [百円未満切捨]}$$

[甲の長男の子の税額] —

未成年者で、前年の合計所得金額が125万円以下のため、均等割及び所得割非課税

[甲の次男の税額]

(1) X県民税	1,500
(2) Y市民税	3,500

1. 給与所得・総所得金額

$$1,010,000 - 650,000 = 360,000$$

※ 所得割の非課税判定

$$360,000 > 350,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$$

2. 課税所得金額

$$360,000 - (260,000 + 330,000) < 0$$

$$\therefore 0 \text{ (課総)}$$

[甲の父の税額]

I 各種所得の金額

雑所得 2,301,750 $\boxed{2}$

※

$$3,569,000 - 1,267,250 = 2,301,750$$

$$\begin{aligned} & \text{※ } 500,000 + (3,569,000 - 500,000) \times 25\% \\ & = 1,267,250 \end{aligned}$$

譲渡所得

(総合長期) 270,000 2

(分離長期)

[優良] 26,750,000

[居住用] 56,880,000

1. 総合

(1) 譲渡損益

① 総短 (絵画)

$$840,000 - (630,000 + 50,000) = 160,000$$

② 総長 (骨董品)

$$1,460,000 - (810,000 + 40,000) = 610,000$$

(2) 特別控除

$$160,000 - 160,000 = 0 \quad (\text{総短})$$

$$610,000 - (500,000 - 160,000)$$

$$= 270,000 \quad (\text{総長})$$

2. 土地建物等

(1) 優良軽減分 (D土地)

$$58,200,000 - (31,000,000 + 450,000)$$

$$= 26,750,000$$

(2) 居住用軽減分 (C土地及び家屋)

$$\textcircled{1} \quad 53,300,000 - (12,000,000 + 320,000)$$

$$= 40,980,000$$

$$\textcircled{2} \quad 21,000,000 - (4,900,000 + 200,000)$$

$$= 15,900,000$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} + \textcircled{2} = 56,880,000$$

II 課税標準

総所得金額 2,436,750

$$2,301,750 + 270,000 \times \frac{1}{2} = 2,436,750$$

長期譲渡所得の金額

[優良] 26,750,000

※ 所得割の非課税判定

[居住用] 56,880,000

$$86,066,750 > 350,000 \quad \therefore \text{所得割課税}$$

合 計 86,066,750

III 所得控除額

社会保険料控除 217,000

医療費控除 130,000

$$\begin{array}{c} \text{※} \\ 230,000 - 100,000 = 130,000 \end{array}$$

$$\text{※} \quad 86,066,750 \times 5\% > 100,000 \quad \therefore 100,000$$

寡夫控除 —

甲の父は、寡夫に該当しない

基礎控除	330,000
合計	677,000

IV 課税所得金額

課税総所得金額 1,759,000 $2,436,750 - 677,000 = 1,759,750 \rightarrow 1,759,000$

課税長期譲渡所得金額

[優良] 26,750,000

[居住用] 26,880,000 $56,880,000 - 30,000,000 = 26,880,000$

2

[千円未満切捨]

V 所得割額

(1) X県民税 954,440

(2) Y市民税 1,431,660

1. 算出所得割額

(1) 課 総

$$1,759,000 \times \begin{cases} 4\% = 70,360 \text{ (県)} \\ 6\% = 105,540 \text{ (市)} \end{cases}$$

(2) 課 長

① 優 良

$$\text{イ } 20,000,000 \times \begin{cases} 1.6\% = 320,000 \\ 2.4\% = 480,000 \end{cases}$$

$$\text{ロ } (26,750,000 - 20,000,000) \times \begin{cases} 2\% = 135,000 \\ 3\% = 202,500 \end{cases}$$

$$\text{ハ } \text{イ} + \text{ロ} = \begin{cases} 455,000 \text{ (県)} \\ 682,500 \text{ (市)} \end{cases} \quad 2$$

② 居住用

$$26,880,000 \times \begin{cases} 1.6\% = 430,080 \text{ (県)} \\ 2.4\% = 645,120 \text{ (市)} \end{cases} \quad 2$$

$$\text{③ } \text{①} + \text{②} = \begin{cases} 885,080 \text{ (県)} \\ 1,327,620 \text{ (市)} \end{cases}$$

$$(3) (1) + (2) = \begin{cases} 955,440 \text{ (県)} \\ 1,433,160 \text{ (市)} \end{cases}$$

2. 調整控除額

$$1,759,000 \leq 2,000,000$$

$$50,000 < 1,759,000$$

$$\therefore 50,000 \times \left\{ \begin{array}{l} 2\% = 1,000 \text{ (県)} \\ 3\% = 1,500 \text{ (市)} \end{array} \right\} \boxed{2}$$

$$3. \quad 1 - 2 = \left\{ \begin{array}{l} 954,440 \text{ (県)} \\ 1,431,660 \text{ (市)} \end{array} \right.$$

VI 均等割額

(1) X県民税 1,500

(2) Y市民税 3,500

VII 納付税額

(1) X県民税 955,900

(2) Y市民税 1,435,100

$$V + VI = \left\{ \begin{array}{l} 955,940 \rightarrow 955,900 \text{ (県)} \\ 1,435,160 \rightarrow 1,435,100 \text{ (市)} \end{array} \right\} \text{〔百円未満切捨〕}$$

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

各項目についての配点は、あくまでも参考にしてください。

▶合格ライン◀

第二問は、ボリュームは多いが、内容的には比較的平易な問題であったため、ミスなく解答できたかどうかポイントになると思われる。

第二問の合格ラインは、36～38点と予想される。

計算の合格ラインをクリアしていることを前提とし、総合得点としては、72～74点がボーダーラインと考えられる。

●おわりに

暑い最中の税理士試験、お疲れ様でした。

皆様の合格を心から祈っております。



TACの取り組みを公開！ 最短ルートで合格を目指すなら 「科目別合格戦略」



TAC 科目戦略

http://www.tac-school.co.jp/kouza_zairi/

平成29年度(67回) 税理士試験 5科目合格祝賀会



平成28年度(東京会場) 東京ドームホテル

TACでは、合格者の皆様のご健闘を称えるとともに合格を祝しまして、全国（東京・名古屋・大阪・広島・福岡）で合格祝賀会を開催を予定しております。合格祝賀会の詳細は12月以降、TACホームページにて情報を公開いたします。TAC講師・スタッフ一同、皆様のご来場を心よりお待ちしております。

東京会場

ホテルニューオータニ
2018年1月6日(土)開催決定！

東京・名古屋・大阪・広島・福岡で開催予定
詳細は12月にTACホームページ公開！